令和3年8月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和3年8月19日(木) 午前9時33分

2 出席委員

新 倉 聡 教育長

荒 川 由美子 委 員(教育長職務代理者)

澤田真弓委員

川邉幹男委員

元 木 誠 委員

3 出席説明員

教育総務部長 佐々木 暢 行 教育総務部総務課長 杉本道也 教育総務部教育政策課長 乃 古谷久 教育総務部生涯学習課長 髙 髙 直 人 教育総務部教職員課長 亚 拓 石 学校教育部長 米 持 正 伸 学校教育部教育指導課長 上 誠 ||学校教育部支援教育課長 澤真由美 富 学校教育部保健体育課長 鈴 木 史 洋 学校教育部学校食育課長 智 子 Ш 田 学校教育部教育情報担当課長 飯 達也 田 中央図書館長 Щ 正樹 博物館運営課長 柳 井 栄 美 美術館運営課長 出 本 剛 彦 教育研究所長 団 部優子

4 傍聴人 2名

- 5 議題及び議事の大要
- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に川邉委員を指名した。
- 日程第1 議案第39号については、今後、市長が議会に提案する案件である ため、日程第2 議案第40号については、人事案件であるため、秘密会とす ることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、7月の定例会から本日までの間の所管事項についてご報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告資料をご覧いただければと思っております。

7月21日に市議会臨時会が開催されました。教育福祉常任委員会といたしまして、7月にご審議いただきました、児童図書館の天井崩落事故における工事請 負費等につきましての補正予算をお願いしたところございます。

また、教育委員会関係といたしましては、8月5日に臨時会を開催させていた だきまして、教科用図書の採択を行ったところであります。

また同日、各教育委員による学校給食センターの視察をさせていただいたところでございます。また、昨日の8月18日には、学校給食センターの開所式をさせていただきました。50名近くの方によります開所式の式典等を開催させていただいたところです。

学校教育関係につきましては、記載したとおりの大会を開かせていただいて おりますが、8月4日には中学校の全国・関東大会出場選手の激励会を諏訪小学 校において開催をさせていただきました。

本日、各大会への出場者のご紹介等あるかと思いますが、既に各大会が開かれておりまして、全国大会においてもそれらの成績が今、着実に成果を上げさせていただいているところだと思います。

また、8月7日には、中学生の創造アイデアロボットコンテストを開かせていただいていますので、これにつきましても本日報告事項として上げさせていただきたいと思っております。

以下、各施設におきましては、その他の展示が現在行われているところではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、それぞれの事業が中止せざるを得ない状況が続いているところです。

(質問なし)

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『教育長の専決処分による事務について(教育委員会の権限に 属する事務の一部を健康部長に委任する規則中改正)』

(総務課長)

報告事項の1、『教育長の専決処分による事務について(教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則中改正)』についてをご説明いたします。

令和3年8月1日付で、福祉部、健康部、こども育成部及びこども家庭支援センターの4つの部の上部に民生局が設置されたことに伴い、教育長の専決により、教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則を改正いたしましたので、ご報告いたします。

規則の改正内容を朱書によりご説明いたしますので、3ページをお開きください。

本規則の題名中の「健康部長」を「民生局健康部長」に改め、第1条中の「健 康部長」を「民生局健康部長(以下「健康部長」という。)」に改めました。

以上で報告事項(1)の説明を終わります。

(質問なし)

報告事項(2)『公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況報告について』

(生涯学習課長)

それでは、公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況についてご説明いたします。

お手元の黄色い冊子と資料1枚、参考の資料がついているかと思います。

本件は、地方自治法の規定に基づき、令和3年9月定例議会、教育福祉常任委員会において、法定報告事項として報告する予定です。

生涯学習センターは、新型コロナウイルス感染症拡大による二度の緊急事態 宣言発出に伴い、市の方針に基づいて、施設を132日間休館しました。講座やイベント等も中止しました。 当初の計画どおり事業を進めることができませんでしたので、令和2年度は 収益、費用ともに減少しております。

それでは、事業実績をご説明する前に、恐れ入りますが、32ページの会計別事業体系図をご覧ください。

生涯学習財団は、公益事業の公益目的事業会計と公益事業を行う経費を得る ために行う収益目的事業会計、そして法人自体の管理に係る法人会計の3つの 会計別に事業体系をお示ししたものです。

公益目的事業会計は①から③の3つの区分で合計9つの事業を行っており、 収益目的事業では、④と⑤の区分で各1事業、計2事業を行っております。

それでは、恐れ入りますが、お手元の資料の1ページをお開きください。

1ページから2ページには、令和2年度事業の概要等を記載しております。

実施できた事業は、感染症拡大防止対策を講じ、机や椅子などの消毒等、安全 管理に努め、講座等は定員を2分の1に減らして実施しております。

3ページから27ページにかけまして、令和2年度の事業実績を記載しております。

公益目的事業、ローマ数字の I、文化活動及び生涯学習活動の支援、1の生涯 文化生涯学習活動支援事業は、事業助成、後援名義使用承認など行いましたが、 市民の活動自粛により、件数は減少しております。

4ページをお開きください。

2の文化・生涯学習情報の収集提供・学習相談事業は、yokosukaまなび情報の収集や提供など、6ページにかけて記載の事業を実施しました。講座等の中止、市民の活動自粛のため情報掲示、提供数が減少しております。

6ページをご覧ください。

3の学習成果の地域活用事業は、市民が学習で得た知識や技術を地域での活動に生かすことを支援する事業です。実施に向けて進めておりましたが、ほとんどの事業が実施することができませんでした。

9ページをお開きください。

ローマ数字のⅡ、文化活動及び生涯学習活動の普及の事業です。

1の受託文化事業は、本市文化振興課が委託した市民文化祭などです。市民文 化祭9事業を実施し、組曲「横須賀」演奏会などは中止しております。

11ページをお開きください。

2の受託教育事業は、教育指導課が委託した小学生プログラミング体験教室です。6回ほど実施ができました。

3の横須賀市市民大学事業は、11ページから17ページに記載の講座を開設可能な時期に30講座実施いたしました。受講者アンケートの結果も一部記載しております。

このほか、18ページから21ページ記載の4のその他の普及事業は、3月にウェルシティ・コンサートを実施いたしました。

22ページをご覧ください。

ローマ数字のⅢ、文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の管理運営に係る 事業です。

1の横須賀市生涯学習センターの管理運営事業は、講座等の実施のために、施設の効率的な管理運営を行うもので、令和2年度は1,691件、2万3,630人の方が有料施設を利用されました。

24ページをご覧ください。

2の調査研究事業は、職員が生涯学習センターの効率的運営や今後の円滑な事業推進のため、25ページにかけて記載の研修等に参加しました。

26ページをご覧ください。

収益(公益目的推進)事業です。ローマ数字のIVとVの2事業を記載しております。有料施設を利用していただく事業と書籍などの販売の2事業を行いました。

それでは、経営状況についてご説明いたします。

まず、28ページの貸借対照表をご覧ください。

これは、公益法人会計基準に基づいて、資産と負債、そして資産から負債を差し引いた正味財産、これによって財産の増減などを示す損益方式によって記載しております。

29ページは、事業会計別の貸借対照内訳表を記載しております。

30ページをご覧ください。

正味財産の増減の原因を示す正味財産増減計算書、また、34ページから37ページは、この正味財産増減計算書の内訳表を記載しております。

ご説明は、お手元に参考としてお配りしました、別紙の外郭団体の経営状況確認シートでご説明いたしますので、別紙をご覧ください。

生涯学習財団の令和2年度の①総収入は1億223万7,000円で、前年度から2,180万7,000円の減でした。市の受託事業収入は、市民文化祭委託料や生涯学習センター指定管理事業委託料など9,358万1,000円で、事業中止や休館などに伴う利用料収入の減少、未実施事業分の委託料の一部返金等により、前年度より、2,329万6,000円の減となりました。

事業収益は、自主事業の講座受講料、CDと図書の販売など29万3,000円。 基本財産運用益は、国債の利払いなど622万4,000円。

その他は、特定資産の受取利息、預貯金の利息、緊急雇用安定助成金、元年度 分指定管理事業補填金などで213万9,000円でした。

②総支出は1億451万9,000円で、前年度から2,438万9,000円の減となってい

ます。

事業費は9,126万円で、そのうち公益目的事業費が7,477万6,000円、元年度との比較で、市民大が約1,000万円、受託事業が674万円、情報提供で131万円などの減となっております。収益目的事業費が1,648万8,000円でした。

財団の一般管理費は1,325万9,000円で、そのうち人件費は522万4,000円でした。

当期収支は、マイナス228万2,000円になりました。

裏面をご覧ください。

- ①総資産は5億2,697万4,000円で、前年度より135万7,000円の増でした。流動 資産は1,923万1,000円、固定資産は5億774万3,000円でした。
- 3、負債の部、①負債は3,845万2,000円で、前年度より363万9,000円の増でした。流動負債は1,225万4,000円、固定負債は2,619万8,000円でした。借入金負債はありません。
- 4、財産の部は、①正味財産は4億8,852万2,000円で、前年度から228万2,000円の減でした。指定正味財産は4億2,654万4,000円で、一般正味財産は6,197万8,000円でした。基本財産4億2,664万4,000円で、変動はありません。

剰余金は6,197万8,000で、前年度より228万2,000円の減でした。

それでは、恐れ入りますが、経営状況説明書にお戻りいただき、38ページをお 開きください。

38ページから41ページには、公益法人会計基準の国の指針に基づいて、財務諸 表に対する注記、附属明細書、財産目録を記載しております。

42ページは、会計及び業務の監査報告書です。

以上が令和2年度の経営状況報告となります。

続きまして、令和3年度の事業計画及び予算をご説明いたします。

43ページをお開きください。

令和3年度の基本方針は、生涯学習センターの指定管理者として、第4期に提案した項目の達成と感染拡大防止の対応を図りつつ、新しい生活様式に順応した事業展開に取り組むことなどとなっております。

事業概要につきましては、43ページから55ページに記載のとおりです。

56ページから63ページは、収支予算書などを記載しております。

56ページの収支予算書をご覧ください。

経常収益は、1億2,677万5,000円、経常費用は1億3,150万7,000円を見込んで おります。

以上で横須賀市生涯学習財団の経営状況についての説明を終わります。

(川邉委員)

予算書のほうですけれども、57ページの予算の上から3つ目です。臨時雇賃金というのが今年度は130万円、前年度が250万円と半額ぐらいなっているのですけれども、これは何か大きなイベントか何かあるからなのでしょうか。

(生涯学習課長)

こちらは申し訳ございませんが、確認してからご説明いたします。

(澤田委員)

令和2年度はコロナウイルス感染症の影響がどの事業においてもあり苦慮されたことと思います。43ページの令和3年度事業計画の基本方針においても、令和2年度同様にコロナ禍の影響が続くため、安心・安全を第一にコロナウイルス感染拡大防止への対応を図りつつ、新しい生活様式に順応した事業展開を行うことが記載されています。それに関係するのですが、令和2年度の事業報告の24ページから25ページの記載に、財団内の職員研修で、Zoomのウェビナーの研修に全職員を対象に実施しております。コロナ禍での各種生涯学習事業を展開するに当たって、オンラインの活用というのは有効であると思っていますけれども、今回のZoomウェビナーの研修を令和3年度事業にどのように生かしていくのか、教えていただければと思います。

(生涯学習課長)

令和2年度に職員がこのような研修を受けまして、実際に生涯学習センター にカメラ等を購入し、講座をパソコン等で配信をするということを行う予定で おります。全ての方に対してではないのですが、受講生、来館する方もいて、な おかつ自宅等からも受講することができるというようなことを考えております。

(新倉教育長)

それは例えば、令和3年度の事業の中で、こういうところというのが具体に何か分かるということがありますか。令和3年度の市民大学の授業だったら、53ページ以降普及事業まで55ページまであるのですけれども、この辺のどこをそういうものにしていこうとかという話はある。あるいは、この4月から動いているのですけれども、具体に何か行ったという経緯はありますか。

(生涯学習課長)

まだ、試行的でしかウェブの講座を実施できておりませんので、パソコンなどでも参加できる講座というのをこれから企画していかなければというところです。

(荒川委員)

昨年度も厳しい状況の中で幾つか開催された講座もあったように読みとりましたが、今年度もまた引き続き厳しい状況ではありますが、対面での講座というのは現在開かれているのでしょうか。あるいはまた、計画していたのだけれども中止になったというような、その状況というのはどの程度の割合であるのでしょうか。よろしくお願いします。

(生涯学習課長)

市民大学は、前期、後期と進めてまいりますが、前期講座につきましては開講しておりました。また後ほどのご説明になりますけれども、8月14日に緊急事態宣言が出されたことによって、講座が中止になりましたが、それ以前の講座につきましては実施し、進めておりました。対面での講座です。

(元木委員)

令和3年度の事業計画において、令和2年度までありました受託教育授業がなくなっています。小学生プログラミング体験教室がなくなっているのですが、 そのなくした経緯を教えていただければと思います。

(生涯学習課長)

小学生のプログラム教室は、学校のほうで必須化になりましたので、こちらに ついては委託を取りやめたということになります。

(新倉教育長)

これは、受託事業という形でということで、先ほどありましたように教育指導 課が委託をしていたということでいいのですか。

(生涯学習課長)

はい。

(新倉教育長)

教育指導課としては、この事業をやめてどうするつもりなのかというのを併せてご説明いただければ。

(教育指導課長)

今、お話ありましたように、小学校のほうでもプログラミング学習のほうが横

断的な扱いとして必修化になっているということ、それから、今年度1人1台の端末でそれがより授業の中で扱いやすくなってくるということなどを検証しながら、進めていきたいと思います。

(新倉教育長)

大変申し訳ありません。川邉委員からご質問いただいたものにつきましては、 戻り次第ご報告にさせていただきたいと思います。

(報告事項(3)の後、以下のとおり回答及びやりとり)

(生涯学習課長)

経営状況説明書の56ページ、57ページをもう一度お開きください。

先ほど、川邉委員のほうからご質問がありました57ページ上から3つめの管理費の臨時雇賃金ですが、こちらは増減で124万2,000円の減となっております。56ページのほうご覧いただきますと(2)経常費用、こちらの中ほどにあります臨時雇賃金、こちらは逆に159万6,000円増えております。

管理費は、生涯学習財団自体の管理を行うための職員の経費なのですが、こちらの費用でその職員にも若干事業を担わせる。例えば、利用者からの受け答え、電話での相談であるとか、そのような事業についても担わせるということで、管理費の経費の一部を事務費に移し替えています。合計で、昨年度より若干の増となっているのですが、この増については、賃金の上昇の部分です。管理費から事業費のほうへ、その部分を少し移し替えたとお考えいただければと思います。

(新倉教育長)

多分、川邉委員からのご質問は、人が完全に減ってしまっているのですかという根本のもののみになっているので、経費を移し替えたという意味ではなくて、 雇用人員は変わっていないのかどうかの確認かと思っているのですが、そこは 大丈夫なのですか。

(生涯学習課長)

雇用自体は変わっておりません。

(川邉委員)

雇用人数は変わっていない。

(生涯学習課長)

人数は変わっておりません。

報告事項(3)『社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について』

(教育政策課長)

『社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について』、ご報告いたします。

詳細は別冊のとおりですが、その概要についてご説明いたしますので、まず資料をご覧ください。

1、検討結果ですが、社会教育施設の在り方については、1月の総合教育会議において、市長から教育委員会に対し検討の投げかけがありました。それを受け、これまで教育委員会2月定例会、3月定例会において、議論の前提となる法改正の概要や各施設の課題、市長部局に移管した場合に期待できること、懸念されることなどについて説明させていただいたところです。4月から5月にかけては、事務局が社会教育委員とのヒアリングを実施し、市長部局との協議を重ねてまいりました。

この度、教育委員会事務局としての方向性の案を2にまとめましたので、ご報告いたします。

社会教育施設には、教育を目的とする役割だけでなく、観光面など、新たな役割が期待される時代となっています。

また、本市では、観光を新たな基幹産業に成長させることが地域活性化の柱になるという考えから、オール横須賀で様々な取組が展開されており、横須賀が持つ歴史や文化、海や自然など、全国に誇ることができるポテンシャルの活用と発信は、ますます重要になっています。

このような状況の中、本市の社会教育施設について、時代の変化に合わせ進化させるためにはどうあるべきかを検討した結果、観光など他の行政分野との一体的な取組を推進することがまちづくりを進める上でより効果的と判断する場合には、市長部局へ移管するべきであるとの考えに至りました。

横須賀美術館は、観音崎という風光明媚な環境に立地し、アートを活用したまちづくりの中で大変重要なポテンシャルを持っています。横須賀美術館の価値を高め、市民の愛着や誇りを向上させるとともに、新たな利用者を開拓していくことは、本市のまちづくり、観光に寄与し、また、教育機関としての機能の充実につながると考えられます。

そのためには、市の様々な施策と連動させた事業展開を得意とする市長部局による運営が望ましいため、社会教育の適切な実施の確保に関する措置を講じ

た上で、令和4年度から市長部局へ移管したいと考えます。

その他の社会教育施設については、現在抱える課題解決を図った上で、今後、 まちづくりや観光など他の行政分野と一体的に取組を推進することが効果的だ と判断される場合には、移管を検討することとします。

全体的な方向性は以上ですが、続けて施設ごとにご説明いたします 資料1をご覧ください。

横須賀美術館の市長部局へ移管についてです。

方向性はただいまご説明したとおりですが、美術館については市長部局へ移管することにより、他部課や民間企業との、よりスムーズな事業連携、横須賀美術館の価値や市民の愛着、誇りの向上、交流人口の増加、促進が期待できると考えています。

また、検討の中で、市長部局へ移管した場合に懸念されることとして、これまで取り組んできた専門的研究や教育普及事業の実施など、美術館の教育的な機能が教育委員会の所管から外れることで低下するのではないかという指摘がありましたが、こちらにつきましては、3、教育機能を低下させないための対応策に掲げるとおり、登録博物館のまま市長部局へ移管する、美術館の管理運営に関する規則を制定する際は、教育委員会と協議する、教育活動と密接な関連を有するものの実施に当たっては、あらかじめ教育委員会の意見を聴く、教育委員会は美術館の事務について市長に意見を述べることができるといった法律による規定に加え、社会教育委員会議における事業報告を継続する、美術館運営評価委員会での事業計画の報告及び評価を継続する、総合教育会議を活用する、教育振興基本計画に美術館に関する施策を位置付けるといった社会教育の適切な実施の確保に関する措置を講じることで、懸念を払拭できると考えています。

次に、美術館以外の社会教育施設についてご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊の19ページをご覧ください。

まず、1、自然・人文博物館についてです。

博物館には、文化遺産、歴史遺産を活用したまちづくりにおける集客施設としての役割も期待されていますが、博物館の研究分野は多岐にわたります。本市が進めているルートミュージアム構想において、博物館は重要な役割を果たしていますが、それもあくまで幅広い教育普及活動の一手法にすぎないため、博物館が今後も三浦半島のシンクタンクとして、また、より幅広い分野の研究機関としての役割を充実させ、市民に開かれた施設であり続けるために、所管の在り方については、引き続き検討を行う必要があると考えています。

なお、関連する事項として、現在文化財の保護、活用については、生涯学習課、 博物館及び市長部局の文化振興課で行っていますが、これを複数の組織で連携 しながら取り組むことが効果的なのか、それとも分散させず単独の組織に統合 して取り組むことが効果的なのかについても併せて検討が必要であると考えています。

次に2、図書館についてです。

小・中学生の読書活動推進が大きな課題となっている中、図書館については引き続き教育委員会において、学校教育との連携を深めながら取組を進める必要があります。

また、社会のデジタル化が進み、紙としての書物と電子書籍等、どう整理するかや図書館の在り方をどう捉えるかといったことについて、時代の趨勢を見ながら議論が必要であると考えています。

次に、3、生涯学習センターについてです。

平成19年度限りで公民館を廃止して以来、それまで教育委員会が担っていた 公民館機能は、市長部局の市民部が所管するコミュニティセンターが担ってい ますが、生涯学習センターと分離して取り組むことなどによる教育機能の低下 が課題となっています。

そのため、社会教育機能の強化に向けて、生涯学習センターとコミュニティセンターの公民館機能について改めて整理、検討を行う必要があると考えています。

以上のとおり、今回は社会教育施設全般について在り方を検討してまいりましたが、先ほど触れましたとおり、美術館以外の施設については、現在抱える課題の解決をした上で、所管の在り方については、今後検討をしたいと考えています。

最後に、今後想定されるスケジュールについてご説明いたします。

1ページお戻りいただいて、18ページをご覧ください。

本日、委員の皆様にご議論いただきました後は、市議会9月定例議会において 検討結果を報告し、教育委員会9月定例会において教育委員会としての考え方 を決定していただく予定です。決定した内容をもって、10月に開催予定の総合教 育会議において、教育委員会の検討結果として市長に回答したいと考えていま す。

その後、社会教育委員会議において検討結果を報告し、11月定例会で移管に関する条例改正議案についてご審議いただき、市議会12月定例議会において、市長から条例改正議案を提出するという流れです。

議決された場合は、関係する教育委員会規則の改正等を年度内に行いまして、 令和4年4月から、美術館を市長部局に移管するというスケジュールを想定しています。

概要については以上となりますが、検討内容の詳細は別冊に記載しています ので、併せてご参照いただければと思います。 以上が社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方についてのご報告となります。よろしくお願いいたします。

(川邉委員)

少し教えていただきたいのですけれども、最初のところで、3番の機能を低下させないための対策で、登録博物館という名前があるのだけれども、これはどういう意味になるのでしょうか。

(教育政策課長)

博物館法によって位置付けられた博物館ということなのですけれども、具体的には、学芸員の設置が必須であるとか、また開館日数も年間150日以上というような縛りがあります。また、こういった登録博物館ですと、国の事業の助成が受けられるようなケースもございます。

(新倉教育長)

もう少し具体的な形でいくと、例えば美術館といっているのに博物館という 表現になってしまうというところは、そこのところがいつも混乱するのかなと 思っているのだけれども、法律上は博物館にしかまずはないのだ、博物館法って。 その中の一つの種類として美術館がありますという考え方といっていることで しょうか。

(教育政策課長)

今、ご指摘のとおりでございます。博物館というジャンルの中に美術館ですとか、また今、横須賀市にあります自然・人文博物館といったような、総合博物館も該当するということです。

(新倉教育長)

この博物館法に登録したものという部分になると、例えば個人で美術館を持っていたり、横須賀の中でいえばガラスの博物館とか、個人で運営している美術館とかたくさんあるのだけれども、この登録になった場合には、国の助成も受けられることがあるのだけれども、一方では学芸員は必ず設置しなくてはいけないという義務的なものが一緒にあるという、そのような理解でいいのでしょうか。

(教育政策課長)

おっしゃるとおりでございます。

(新倉教育長)

選び方という意味で、もう一度確認をするのですが、博物館法に規定されない 美術館を持つことも可能なのですよね。

(教育政策課長)

おっしゃるとおりで、博物館法に規定されない場合は、博物館に類似する施設だとか、博物館に相当する施設という位置付けになりまして、縛りもない代わりに、そういった助成が受けられないという点などがございます。

(荒川委員)

私からも資料1の3番の教育機能を低下させないための対応策というところで、(2)には教育委員会と協議する、それから、3では教育委員会の意見を聴く、それから4では、教育委員会は市長に意見を述べることができるというような記述があるのですけれども、意見を述べたり、協議をしたりしたことが、どの程度の影響や、重みがあるのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(教育政策課長)

これは今回、こういった社会教育施設を今までは教育委員会が所管するものと法律でされていたものが、法律の改正に伴いまして、市長部局でも所管することができるとなっています。その改正と同時に、こういった法での規制が、教育委員会が関与することについての仕組みが法律できちんと規定されているものですので、これは市長部局のほうでも十分に尊重して事業を運営していただくということになると思います。

(荒川委員)

では、十分に尊重していただけるというような捉えでよろしいのでしょうか。

(教育政策課長)

はい、そのように考えておりますし、こちらからも市長部局の方には強く、そちらのほう申入れをした上で移管をするということになればしたいと考えております。

(元木委員)

今の荒川委員の質問にも関連するのですが、移管をするときの方式として、職

務権限の特例と事務委任、補助執行があると思います。今回については、どの方式を想定しているのでしょうか、教えてください。

(教育政策課長)

職務権限の特例に関する条例を改正したうえで、事務、それからそれに係る権限について、全て移管をするということを考えております。

(元木委員)

全て移管した場合、やはり先ほどの荒川委員と同じ心配なのですが、教育委員会の意見がどれだけ反映されるかというところが少し心配なところがあります。特に、教育施設として機能が低下するようなことがあってはならないと思いますので、そこの担保をしっかりと、今後議論を進めていく中で規定していければと思っております。よろしくお願いします。

(教育政策課長)

あくまでも社会教育施設の位置付けは、移管しても変わらないものでございますので、教育機関としての位置付けをどのように担保していくか、具体的には、事務分掌規則のもののように位置付けていくかということも含めまして、現在検討しているところでありますけれども、そこについてはしっかりと担保していきたいと思っております。

(川邉委員)

少しこの3の教育機能を低下させないためのと読みますと、非常に教育委員会の意見を述べることができるというような形になっているのですけれども、そうすると実際運営する場合に、市長部局と教育委員会との仕事の分担というのですかが非常に何か逆に分からなくなるのかなという気がするのですけれども、その辺はどうなるのでしょうか。具体的な事務的な関係もそうだと思うのですけれども。

(教育政策課長)

今回移管された後は、あくまでも事務の管理、執行については、市長部局の権限となります。ただ、そのことについて教育委員会からはずれるということではなくて、きちんと教育機関として、教育施設として機能しているかどうかについては意見を述べていくというような形になります。

(澤田委員)

これまでの荒川委員やら元木委員の意見と同じなのですが、やはり教育的機能が薄れないようにするということで、まとめて頂いた「教育機能を低下させないための対応策」が非常に重要だと思っております。教育委員会が教育に関する専門性を生かした一定の関与ができるような形で進めて頂ければと思っています。意見です。

(教育政策課長)

ご意見ありがとうございます。この3の教育機能を低下させないための対応 策のところで、(1)から(4)までは法律の規定によるものなのですが、(5) から(8)番については、これはあくまでも横須賀市が独自に設定をしたいと考 えているものでございます。これまで、社会教育委員会議においては、毎年、毎 年、事業報告を行いながら、社会教育委員の意見も聴くということはやってまい りましたので、それを継続していきたいと思いますし、また、総合教育会議の場 では、市長と教育について、様々協議をすることがございますので、そこでもし っかりとご意見を伝えることができるかなというふうに考えております。

報告事項(4)『横須賀市学校給食センターのしゅん工等について』

(学校食育課長)

それでは、『横須賀市学校給食センターのしゅん工等について』、ご報告いたします。

初めに、1、横須賀市学校給食センターの竣工と学校食育課事務室移転についてです。

7月31日に横須賀市学校給食センターが竣工し、8月1日に学校食育課の事務室は学校給食センターに移転いたしました。

続きまして、2、学校給食センター開所式、内覧会についてです。

- (1)開所式は、昨日8月18日10時30分から行いました。ご出席いただきました委員の皆様、ありがとうございました。
- (2)の内覧会は、8月18日と19日の2日間で行います。昨日は、市議会議員の皆様、衣笠地区の町内会の皆様、市PTA協議会の皆様にご覧いただきました。本日は、主に市立学校長の皆様にご覧いただいています。

次に、3、学校給食センター愛称及び食器デザイン選考結果についてです。

(1) 愛称については、市立学校児童・生徒の皆さんから、1,997件の応募がありましたが、選考の結果、大変残念ではございますが、愛称としての採用作品なしとし、愛称は設けないことといたしました。

なお、最も応募件数の多かった、スカ食を教育長賞としまして、応募者17人に 賞状と記念品を贈呈することとしましたので、ご報告いたします。

(2)食器デザインについては、市立横須賀総合高校に依頼し、15件の応募作品から、2年次、福田奈央さんの作品を採用し、昨日の開所式において、表彰状と記念品を贈呈いたしました。

最後に、4、中学校完全給食の開始日についてです。

中学校完全給食は、9月29日水曜日から開始いたします。実施に向けて、事業者や中学校としっかり連携を図り、準備をしてまいります。

以上で説明を終わります。

(質問なし)

報告事項(5)『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

(学校教育部長)

『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』、ご報告をいたします。

資料をご覧ください。

まず、1、市全体の対応についてご説明いたします。

(1)施設の休止については、令和3年8月14日から8月31日の間、施設ごとの特性を考慮した2段階の施設休止レベルを設け、記載の表のとおりの対応としております。

レベル1に相当する施設は、既に8月14日から休止しており、レベル2の施設は、新規陽性者が2日連続で100人以上となった場合に休止となります。

次に、(2) 今後のイベント開催方針についてです。

1,000人を超える不特定多数が集まる大規模イベントについては、12月31日まで中止とし、その他の小規模イベントについては、レベル1に該当する施設においては8月14日から中止に、レベル2に該当する施設は、休止要件に該当することとなった段階で中止となります。

続きまして、2、教育委員会の対応についてご説明いたします。

まず、(1)学校については、引き続き対策マニュアルに基づいた感染症対策を講じるよう指示をするとともに、8月16日により一層対策を強化するため、① デルタ株への対策について、②児童・生徒の登校について、③部活動についての3点を通知しました。

特に、夏季休業中の児童・生徒の登校を控えること。部活動については、緊急 事態宣言期間中は、原則中止にすることを指示しています。詳しい内容について は、記載のとおりです。

続きまして、(2) 社会教育施設についてご説明します。

教育委員会が所管する社会教育施設については、先ほどご説明した、1、市全体の対応に基づき休止となります。

レベル1の施設である生涯学習センター、図書室以外の部分については、既に 8月14日以降、休止となっています。レベル2の施設としては、図書館4館及び コミュニティセンター等サテライト館、自然・人文博物館及び馬堀自然教育園等 3施設、そして横須賀美術館になります。

なお、イベントにつきましては、市全体の対応と異なりますが、レベル1、2 を問わず、8月14日から中止としました。

最後に、3、令和3年度の市立学校における感染者発生状況についてご説明いたします。

7月の1か月間に確認された陽性者に比べ、8月16日時点では、およそ倍に陽性者が増えています。感染経路のほとんどが家族内感染ですが、児童施設等での感染も見られます。

なお、市立学校は現在夏季休業期間中のため、臨時休校等は実施しておりません。

今後も引き続き、家庭と連携しながら、学校での感染症対策が徹底することができるようにサポートしてまいります。

以上で、新型コロナウイルス感染症に係る市立学校等の対応についての報告 を終わります。

(元木委員)

8月30日から学校が再開されますが、現状の感染状況を踏まえて、何か対策だったりとかする予定はあるのでしょうか。また、給食についても対策等、追加でするものがありましたら、教えていただければと思います。

(学校教育部長)

厚生労働省及び文部科学省からも感染対策については、いろいろなガイドライン等が出ております。その中で言われておりますのは、今感染爆発していると言われているデルタ株であっても、感染対策そのものについては今まで行っていたマスクの着用や手指消毒であり、そして換気、ソーシャルディスタンスの確保、こういったことを徹底してやっていくことが必要だというふうに言われていますので、その部分については、各学校のほうもこれまでもやっていましたけ

れども、再度確認をしていくということ。

それから、もしも体調不良があった場合は登校を控えて、必ずお医者さんに行ってくださいということを、学校が始まる前に必ず保護者のほうに再度確認をさせていただいて、学校の中でも広がらないようにすること。

そして、学校の授業においても、感染のリスクの高い授業は極力控えていただくなどというようなことを考えていく必要があると考えております。

(元木委員)

給食については、いかがでしょうか

(学校教育部長)

給食についても、今まで行っているとおり、固まって食べるのではなく、全員前向きで無言で食べるということは継続してまいります。そして、パーティションが各学校配られておりますので、きちんとパーティションを立てて食事をしていただくという対策を取ってまいります。

(新倉教育長)

特に今の元木委員のご心配は、給食だと、食事をするときの感染の危険度というのが非常に高いのではないかというご指摘が1つあるかと思います。それから、これは私も教育委員会の立場でいくと、給食を提供しないことによって、児童・生徒の現状というのですか、現在の社会状況の中で給食をやめていいかという、なかなか瀬戸際の部分がこれからあるのかなと思っています。

ご指摘のとおりで大変危機感を持っていますので、この1週間ぐらい動向を 見ながら、学校開始が、30日の再開がそのままでいいのか、短縮授業にするのか、 あるいは分散登校を想定するのかというのは、少し状況を見ながらご判断をさ せていただきたいなという。安易にただやりますという形には多分ならないの ではないかという危機感があるところでご報告させていただきたいと思います。

報告事項(6)『市立学校全国・関東大会出場について』

(保健体育課長)

それでは、『市立学校全国・関東大会出場について』、ご報告いたします。 初めに、全国・関東中学校体育大会出場者について報告いたします。今年度は 6競技において46名が出場することになりました。

資料の1ページをご覧ください。

全国大会出場者を記載いたしました。

全国大会については、今年度は関東ブロックを主会場に8月17日から開催されています。陸上競技では3校から9名、水泳競技と柔道ではそれぞれ1校から1名が出場いたします。

続いて、2ページから3ページをご覧ください。

こちらは、関東大会出場者を記載いたしました。

関東大会は既に競技日程を終了していますが、今年度は陸上競技において、大津中学校が男子共通4掛ける100メートルリレーで1位、そのリレーメンバーでもある、3年生の熊谷エグゼイヴィア叶海琉さんが男子共通110メートルハードルで2位、久里浜中学校2年生のエゼアマカさんが女子2年100メートルで2位になるなど、多くの選手が入賞を果たしました。

また、水泳競技においては、大津中学校が女子4掛ける100メートルメドレー リレーで4位、そのリレーメンバーでもある2年生の古賀華泳さんが女子100メートルバタフライで8位入賞とすばらしい成績を収めています。

次に、3ページ下段をご覧ください。

市立横須賀総合高等学校運動部の全国大会出場者について報告いたします。

今年度は、定時制生徒が陸上競技と卓球にそれぞれ1名ずつ出場しています。 このうち卓球については、既に競技日程が終了していますが、惜しくも3回戦敗 退とのことでした。

続いて、4ページをご覧ください。

市立横須賀総合高等学校文化部の全国大会出場者についてご報告いたします。 初めに美術部です。7月31日から8月2日に和歌山県立近代美術館ほかで行 われた、第45回全国高等学校総合文化祭和歌山大会、美術・工芸部門として、神 奈川県代表として2名が参加しました。

次に、室内楽部です。8月3日に和歌山県立文化会館において開催された、第45回全国高等学校総合文化祭和歌山大会、器楽・管弦楽部門に12名が出演しました。

最後に、ワープロ、検定部です。8月6日に名古屋市中小企業振興会館吹上ホールで行われた、第35回全国パソコン技能競技大会に1名が参加しました。

なお、これらの大会等の結果の詳細については、次回定例会の際に改めてご報告をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

報告事項(7)『第18回中学生創造アイデアロボットコンテスト横須賀大会の結果について』

(教育指導課長)

8月7日に行われました、『第18回中学生創造アイデアロボットコンテスト横須賀大会』、についてご報告します。

本大会は、神奈川県大会や関東大会、全国大会に直接つながる大会ではないため、他都市等では、市単位での大会を廃止している中、本市では生徒の創造性を育成、発揮する機会として、継続実施している大会です。今年度で18回目の実施となる歴史ある大会です。

昨年度は、年度当初の臨時休業に伴う夏季休業期間の短縮や新型コロナウイルス感染拡大防止の視点から、本大会の実施を見合わせました。本年度については、横須賀市総合体育館サブアリーナで実施する予定でしたが、感染拡大防止の視点から、北下浦中学校を会場とし競技会場を分散し、オンライン、リモート形式で実施しました。

出場校は計6校、参加生徒数は51名です。

結果は、お手元の資料のとおりです。この後、各中学校単位で県大会へのエントリーを行い、その結果により、関東大会及び全国大会の出場の機会が得られます。今回の横須賀大会の成果と課題を生かして、各学校、各チームの活躍を期待しております。

以上でご報告を終わります。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第1は市長の議会提案案件のため、日程第2は人事案件のため、秘密会と することを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和3年8月19日(木) 午前10時58分

横須賀市教育委員会 教育長 新 倉 聡